

○横浜市公会堂条例

昭和28年3月5日

条例第1号

注 昭和60年6月から改正経過を注記した。

横浜市公会堂条例をここに公布する。

横浜市公会堂条例

(目的及び設置)

第1条 市民の集会その他各種行事の用に供する目的をもって、公会堂を次のように設置する。

名称	所在地
横浜市鶴見公会堂	横浜市鶴見区
横浜市神奈川公会堂	横浜市神奈川区
横浜市西公会堂	横浜市西区
横浜市開港記念会館	横浜市中区
横浜市南公会堂	横浜市南区
横浜市港南公会堂	横浜市港南区
横浜市保土ヶ谷公会堂	横浜市保土ヶ谷区
横浜市旭公会堂	横浜市旭区
横浜市磯子公会堂	横浜市磯子区
横浜市金沢公会堂	横浜市金沢区
横浜市港北公会堂	横浜市港北区
横浜市緑公会堂	横浜市緑区
横浜市青葉公会堂	横浜市青葉区
横浜市都筑公会堂	横浜市都筑区
横浜市戸塚公会堂	横浜市戸塚区
横浜市栄公会堂	横浜市栄区
横浜市泉公会堂	横浜市泉区
横浜市瀬谷公会堂	横浜市瀬谷区

(昭60条例22・平2条例33・平6条例40・平8条例29・平11条例7・一部改正)

(許可)

第2条 公会堂を使用し、又は利用しようとする者は、市長(第5条第1項又は第2項の規定により同条第1項第1号に掲げる業務を同項又は同条第2項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))に行わせる場合にあつては、当該指定管理者。第3号、次条た

だし書、第9条第1項及び第3項並びに第14条において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、使用又は利用を許可しない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(平19条例32・平22条例27・平23条例48・一部改正)

(期間)

第3条 公会堂の使用期間又は利用期間は、引き続き3日を超えることはできない。但し、市長が特別の必要があると認めたときは、この限りでない。

(平19条例32・一部改正)

(開館時間等)

第4条 公会堂の開館時間その他その供用について必要な事項は、規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第5条 別表第1に掲げる公会堂の管理に関する次に掲げる業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。)に行わせるものとする。

- (1) 公会堂の施設及び附属設備の利用の許可等に関すること。
- (2) 公会堂の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

2 別表第2の左欄に掲げる公会堂の前項各号に掲げる業務及び同欄に掲げる公会堂の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるスポーツセンター(横浜市スポーツ施設条例(平成10年3月横浜市条例第18号)第1条に規定するスポーツ施設のうちスポーツセンターをいう。以下同じ。)の同条例第4条第1項各号に掲げる業務(以下これらの業務を「管理業務」という。)は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、一の指定管理者に行わせるものとする。

3 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

4 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、公会堂の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

6 第2項の規定により管理業務を一の指定管理者に行わせる場合には、前項の規定にかか

ならず、市長は、第4項及び横浜市スポーツ施設条例第4条第4項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、公会堂及びスポーツセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるかと認めたものを指定管理者として指定する。

- 7 市長は、第3項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第3の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会(第16条第1項に規定する指定管理者選定委員会をいう。)の意見を聴かななければならない。

(平19条例32・追加、平22条例27・平23条例48・一部改正)

(指定管理者の指定等の公告)

- 第6条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(平19条例32・追加)

(管理の業務の評価)

- 第7条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第5条第1項各号に掲げる公会堂の管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。

(平23条例48・追加)

(使用料)

- 第8条 第2条の規定により公会堂の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、後納することができる。

- 2 使用料は、別表第4の範囲内で市長が定める。
- 3 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収し、又は主として営利を目的とするときの使用料額は、前項に規定する使用料の10割増の範囲内で市長が定める。ただし、附属設備の使用料については、この限りでない。
- 4 使用者が使用時間を超過して使用したときは、前2項に規定する使用料の3割増の範囲内で市長が別に定める使用料を納付しなければならない。ただし、附属設備の使用料については、この限りでない。
- 5 使用当日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日であるときは、前各項に規定する使用料の2割増とする。ただし、附属設備の使用料については、この限りでない。
- 6 市長は、公益その他を目的とするもので、特別の事由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

7 既納の使用料は返還しない。但し、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(平19条例32・一部改正、平19条例32・旧第5条繰下・一部改正、平22条例27・一部改正、平23条例48・旧第7条繰下・一部改正)

(特別の設備)

第9条 使用者又は第2条の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、市長の許可を受けて、特別の設備をすることができる。

2 使用者又は利用者は、前項に規定する設備をしたときは、使用又は利用後、直ちにこれを撤去し、原状に復さなければならない。

3 使用者又は利用者が、前項に規定する義務を履行しないときは、市長は当該義務者に代わって執行し、その費用を当該義務者から徴収する。

(平17条例45・旧第7条繰上、平19条例32・旧第6条繰下・一部改正、平23条例48・旧第8条繰下)

(利用料金)

第10条 利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第5に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用者が利用時間を超過して利用したときは、前項に定める利用料金の3割増の額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て別に定める利用料金を納付しなければならない。ただし、附属設備の利用料金については、この限りでない。

4 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(平19条例32・追加、平22条例27・一部改正、平23条例48・旧第9条繰下・一部改正)

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(平19条例32・追加、平23条例48・旧第10条繰下)

(利用料金の不返還)

第12条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(平19条例32・追加、平23条例48・旧第11条繰下)

(損害の賠償)

第13条 使用又は利用中に、建物又は附属設備及び器具等を破損し、又は滅失したときは、何人の行為であるかを問わず、使用者又は利用者は、市長の定めるところにより、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(平17条例45・旧第8条繰上、平19条例32・旧第7条繰下・一部改正、平23条例48・旧第12条繰下)

(許可の取消等)

第14条 市長は、使用者若しくは利用者又は使用者の使用目的若しくは利用者の利用目的に応じて入館した者等が、次のいずれかに該当するときは、使用若しくは利用の許可を取り消し、その使用若しくは利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがある。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基く指示に違反したとき。
- (3) 第2条但書に該当する事由が発生したとき。

(平17条例45・旧第9条繰上、平19条例32・旧第8条繰下・一部改正、平23条例48・旧第13条繰下)

(使用者等の損害)

第15条 前条によって行う処分又は指示によって使用者又は利用者にした損害については、本市は一切その責に任じない。但し、本市の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(平17条例45・旧第10条繰上、平19条例32・旧第9条繰下・一部改正、平23条例48・旧第14条繰下)

(指定管理者選定委員会)

第16条 別表第3の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

- 2 選定委員会は、それぞれ市長が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平23条例48・追加)

(委任)

第17条 この条例実施のための手続その他その執行について必要な事項は、市長が定める。
(平8条例29・旧第17条繰上、平17条例45・旧第12条繰上、平19条例32・旧第11
条繰上、平19条例32・旧第10条繰下、平23条例48・旧第15条繰下)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 神奈川会館使用条例(昭和5年4月横浜市条例第6号)は、廃止する。

附 則(昭和29年6月条例第23号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和29年6月規則第30号により同年同月18日から施行)

付 則(昭和33年7月条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和33年12月条例第49号)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和34年6月規則第21号により同年同月15日から施行)

- 2 開港記念横浜会館使用料条例(大正6年11月横浜市条例第6号)は、廃止する。

付 則(昭和35年6月条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、港北公会堂に係る改正規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和35年11月規則第66号により同年12月1日から施行)

付 則(昭和36年3月条例第7号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和36年8月規則第52号により同年9月1日から施行)

付 則(昭和37年12月条例第40号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和37年12月規則第88号により同年同月25日から施行)

付 則(昭和39年3月条例第62号)

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

付 則(昭和39年12月条例第109号) 抄
この条例は、昭和40年1月1日から施行する。

付 則(昭和41年3月条例第5号) 抄
この条例は、昭和41年5月1日から施行する。

付 則(昭和42年3月条例第16号)
この条例中第1条の改正規定、第10条の次に5条を加える改正規定及び別表中磯子公会堂に係る改正規定は規則で定める日から、その他に係る改正規定は昭和42年4月1日から施行し、施行日以後の使用許可申請に係るものから適用する。

(昭和42年6月規則第51号により第1条の改正規定、第10条の次に5条を加える改正規定及び別表中磯子公会堂に係る改正規定は、同年同月15日から施行)

付 則(昭和46年3月条例第20号)
この条例は、公布の日から施行する。ただし、横浜市港南公会堂、横浜市旭公会堂、横浜市金沢公会堂及び横浜市瀬谷公会堂に係る改正規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和46年6月規則第62号により横浜市金沢公会堂に係る改正規定は、同年6月15日から施行)

(昭和46年6月規則第66号により横浜市瀬谷公会堂に係る改正規定は、同年7月5日から施行)

(昭和46年10月規則第89号により横浜市旭公会堂に係る改正規定は、同年同月6日から施行)

(昭和46年11月規則第102号により横浜市港南公会堂に係る改正規定は、同年同月8日から施行)

付 則(昭和47年3月条例第26号)
この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和47年5月規則第66号により同年5月15日から施行)

付 則(昭和47年4月条例第38号)
この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和47年5月規則第84号により同年6月5日から施行)

付 則(昭和48年6月条例第49号)
この条例は、公布の日から施行し、同日以後の申込みに係る使用料から適用する。

付 則(昭和49年3月条例第34号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和49年4月規則第44号により同年同月22日から施行)

附 則(昭和50年6月条例第32号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和50年7月規則第77号により同年同月28日から施行)

附 則(昭和51年3月条例第10号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行し、同日以後に申込みを受けた結婚式場の利用に係る使用料から適用する。

附 則(昭和51年11月条例第59号)

この条例は、昭和51年11月29日から施行する。

附 則(昭和52年12月条例第62号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和53年1月規則第3号により同年4月1日から施行)

附 則(昭和53年6月条例第16号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和53年9月規則第113号により横浜市戸塚公会堂に係る改正規定は同年10月11日から、横浜市港北公会堂に係る改正規定は同年11月14日から施行)

附 則(昭和53年9月条例第60号)

この条例は、昭和53年9月10日から施行する。

附 則(昭和55年7月条例第38号)

この条例は、昭和55年7月28日から施行する。

附 則(昭和56年12月条例第59号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和57年3月規則第19号により横浜市保土ヶ谷公会堂に係る改正規定は同年4月29日から、その他の改正規定は同年4月28日から施行)

附 則(昭和58年6月条例第29号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和58年7月規則第70号により同年8月1日から施行)

附 則(昭和60年6月条例第22号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和60年7月規則第58号により同年10月12日から施行)

附 則(平成2年9月条例第33号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成2年12月規則第95号により横浜市泉公会堂に係る改正規定は平成3年5月11日から、横浜市栄公会堂に係る改正規定は平成3年5月15日から施行)

附 則(平成6年9月条例第40号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成6年11月規則第115号により平成7年4月25日から施行)

附 則(平成8年6月条例第29号)

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則(平成11年2月条例第7号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成11年5月規則第55号により同年11月16日から施行)

附 則(平成17年3月条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市公会堂条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成19年5月条例第32号)

最近改正 平成19年9月28日条例第46号

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定及び次項の規定は公布の日から、第3条の規定(横浜市瀬谷公会堂に係る部分を除く。)は平成20年4月1日から

施行する。

(平成22年10月規則第66号により同年11月1日から施行)

(平19条例46・一部改正)

(経過措置)

- 2 第1条の規定の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市公会堂条例第10条第1項の規定によりなされている許可及びその許可を受けている者に係る使用料等については、その許可の残存期間に限り、なお従前の例による。

附 則(平成19年9月条例第46号)

この条例中、第1条の規定は平成20年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

附 則(平成20年6月条例第30号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月条例第36号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月条例第27号)

この条例中、第1条の規定は平成23年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

附 則(平成23年6月条例第33号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき公の施設の管理に関する業務を行っている指定管理者が、その指定の期間においてこの条例の施行の日前までにこの条例による改正後のそれぞれの条例の規定による当該業務についての評価に相当する評価を受けている場合にあつては、当該期間においては当該業務についての評価に係るこれらの規定は適用しない。

附 則(平成26年6月条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第3横浜市旭公会堂指定管理

者選定委員会の項の次に次のように加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市公会堂条例の規定に基づく横浜市磯子公会堂に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1(第5条第1項)

(平19条例32・追加、平19条例46・平20条例30・平21条例36・平23条例33・一部改正)

横浜市鶴見公会堂

横浜市神奈川公会堂

横浜市南公会堂

横浜市港南公会堂

横浜市保土ヶ谷公会堂

横浜市旭公会堂

横浜市金沢公会堂

横浜市港北公会堂

横浜市都筑公会堂

横浜市泉公会堂

横浜市瀬谷公会堂

別表第2(第5条第2項)

(平22条例27・追加)

公会堂	スポーツセンター
横浜市青葉公会堂	横浜市青葉スポーツセンター
横浜市栄公会堂	横浜市栄スポーツセンター

別表第3(第5条第7項、第16条第1項)

(平23条例48・追加、平26条例35・一部改正)

名称	担当事務
横浜市鶴見公会堂指定管理者選定委員会	横浜市鶴見公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市神奈川公会堂指定管理者選定委員会	横浜市神奈川公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市南公会堂指定管理者選定委員会	横浜市南公会堂の指定管理者の候補者の選定等につ

	いての調査審議に関する事務
横浜市港南公会堂指定管理者選定委員会	横浜市港南公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市保土ヶ谷公会堂指定管理者選定委員会	横浜市保土ヶ谷公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市旭公会堂指定管理者選定委員会	横浜市旭公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市磯子公会堂指定管理者選定委員会	横浜市磯子公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市金沢公会堂指定管理者選定委員会	横浜市金沢公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市港北公会堂指定管理者選定委員会	横浜市港北公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市青葉公会堂及び横浜市青葉スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市青葉公会堂及び横浜市青葉スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市都筑公会堂指定管理者選定委員会	横浜市都筑公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市泉公会堂指定管理者選定委員会	横浜市泉公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市瀬谷公会堂指定管理者選定委員会	横浜市瀬谷公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務

別表第4(第8条第2項)

(昭60条例22・平2条例33・平6条例40・平8条例29・平11条例7・平17条例45・一部改正、平19条例32・旧別表第1・一部改正、平19条例32・旧別表・一部改正、平19条例46・平20条例30・平21条例36・一部改正、平22条例27・旧別表第2繰下・一部改正、平23条例33・一部改正、平23条例48・旧別表第3繰下・一部改正)

名称	種別	使用料(1日を単位とする。)
横浜市西公会堂	会議室	円 8,300
	講堂	29,000

	附属設備	6,000
横浜市開港記念会館	会議室	6,000
	講堂	20,500
	附属設備	6,000
横浜市磯子公会堂	会議室	8,600
	リハーサル室	5,100
	講堂	29,000
	附属設備	6,000
横浜市緑公会堂	会議室	2,100
	講堂	29,000
	附属設備	6,000
横浜市戸塚公会堂	会議室	5,500
	講堂	29,000
	附属設備	6,000

別表第5(第10条第2項)

(平19条例32・追加、平19条例46・平20条例30・平21条例36・一部改正、平22条例27・旧別表第3繰下・一部改正、平23条例33・一部改正、平23条例48・旧別表第4繰下・一部改正)

種別			単位	利用料金	
				平日	日曜日、土曜日 及び休日
横浜市	会議室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	円 3,700	円 4,440
		入場料等を徴収 する場合	同	7,400	8,880
鶴見公会堂	講堂	入場料等を徴収 しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収 する場合	同	58,000	69,600
	附属設備	一式又は1台、1 日につき		6,000	
横浜市神奈川公 会堂	会議室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	5,900	7,080
		入場料等を徴収	同	11,800	14,160

		する場合			
	講堂	入場料等を徴収 しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収 する場合	同	58,000	69,600
	附属設備		一式又は1台、1 日につき	6,000	
横浜市南公会堂	会議室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	1,800	2,160
		入場料等を徴収 する場合	同	3,600	4,320
	講堂	入場料等を徴収 しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収 する場合	同	58,000	69,600
	附属設備		一式又は1台、1 日につき	6,000	
横浜市港南公会堂	会議室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	2,500	3,000
		入場料等を徴収 する場合	同	5,000	6,000
	講堂	入場料等を徴収 しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収 する場合	同	58,000	69,600
	附属設備		一式又は1台、1 日につき	6,000	
横浜市保土ヶ谷公会堂	会議室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	7,800	9,360
		入場料等を徴収 する場合	同	15,600	18,720
	講堂	入場料等を徴収 しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収 する場合	同	58,000	69,600
	附属設備		一式又は1台、1 日につき	6,000	

			日につき		
横浜市旭公会堂	会議室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	4,100	4,920
		入場料等を徴収する場合	同	8,200	9,840
	講堂	入場料等を徴収しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600
	附属設備		一式又は1台、1日につき	6,000	
横浜市金沢公会堂	会議室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	2,000	2,400
		入場料等を徴収する場合	同	4,000	4,800
	講堂	入場料等を徴収しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600
	附属設備		一式又は1台、1日につき	6,000	
横浜市港北公会堂	会議室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	6,000	7,200
		入場料等を徴収する場合	同	12,000	14,400
	講堂	入場料等を徴収しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600
	附属設備		一式又は1台、1日につき	6,000	
横浜市青葉公会堂	会議室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	6,500	7,800
		入場料等を徴収する場合	同	13,000	15,600
	リハーサル室	入場料等を徴収	同	5,700	6,840

		しない場合				
		入場料等を徴収する場合	同	11,400	13,680	
	講堂	入場料等を徴収しない場合	同	29,000	34,800	
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600	
	附属設備		一式又は1台、1日につき	6,000		
横浜市都筑公会堂	会議室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	3,900	4,680	
		入場料等を徴収する場合	同	7,800	9,360	
	リハーサル室	入場料等を徴収しない場合	同	5,100	6,120	
		入場料等を徴収する場合	同	10,200	12,240	
	講堂	入場料等を徴収しない場合	同	29,000	34,800	
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600	
	附属設備		一式又は1台、1日につき	6,000		
	横浜市栄公会堂	会議室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	7,400	8,880
入場料等を徴収する場合			同	14,800	17,760	
リハーサル室		入場料等を徴収しない場合	同	5,400	6,480	
		入場料等を徴収する場合	同	10,800	12,960	
講堂		入場料等を徴収しない場合	同	29,000	34,800	
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600	
附属設備		一式又は1台、1日につき	6,000			

			日につき		
横浜市泉公会堂	会議室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	4,400	5,280
		入場料等を徴収する場合	同	8,800	10,560
	リハーサル室	入場料等を徴収しない場合	同	6,400	7,680
		入場料等を徴収する場合	同	12,800	15,360
	講堂	入場料等を徴収しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600
	附属設備			一式又は1台、1日につき	6,000
横浜市瀬谷公会堂	会議室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	2,300	2,760
		入場料等を徴収する場合	同	4,600	5,520
	リハーサル室	入場料等を徴収しない場合	同	3,000	3,600
		入場料等を徴収する場合	同	6,000	7,200
	講堂	入場料等を徴収しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600
	附属設備			一式又は1台、1日につき	6,000

(備考)

- 1 「平日」とは日曜日、土曜日及び休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 2 「入場料等」とは、利用者が入場者から徴収する入場料その他これに類する料金をいう。
- 3 「1日」とは、午前9時から午後10時までをいう。

○横浜市公会堂条例施行規則

昭和28年3月15日

規則第7号

注 昭和61年4月から改正経過を注記した。

横浜市公会堂条例施行規則を次のように定める。

横浜市公会堂条例施行規則

(許可の申請)

第1条 横浜市公会堂条例(昭和28年3月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第2条の規定により公会堂の使用又は利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書(以下「許可申請書」という。)を市長(条例第5条第1項又は第2項の規定により同条第1項第1号に掲げる業務を同項又は同条第2項に規定する指定管理者に行わせる場合にあつては、当該指定管理者。次条ただし書、第3条第3号、第4条及び第5条において同じ。)に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、代表者の氏名)
- (2) 使用又は利用の目的及び方法
- (3) 使用日時又は利用日時
- (4) 使用し、又は利用する施設の種別及び附属設備
- (5) 入場者、会合者等の予定人員
- (6) 入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、その額及び方法
- (7) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(昭61規則41・全改、平19規則96・平22規則67・一部改正)

(許可の申請期間)

第2条 前条の規定により許可申請書を提出することのできる期間は、次の各号に掲げる施設に応じ、当該各号に定める日から使用しようとする日(以下「使用日」という。)又は利用しようとする日(以下「利用日」という。)の3日前までとする。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 講堂及びこれに付随して使用し、又は利用する講堂以外の施設 使用日又は利用日の6箇月前の日
- (2) 講堂以外の施設 使用日又は利用日の3箇月前の日

(昭61規則41・全改、平8規則71・平19規則96・一部改正)

(不許可)

第3条 条例第2条第3号の規定により使用又は利用を許可しない場合は、次のとおりとする。

- (1) 主として物品を展示し、又は販売するために公会堂を使用し、又は利用しようとするとき(公益的目的をもって、これらの行為を行うときを除く。)
- (2) 会合の性質が騒乱を起すおそれがあると認めるとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(昭61規則41・旧第4条繰上・一部改正、平7規則81・平19規則96・一部改正)

(許可書の交付)

第4条 市長は、公会堂の使用又は利用を許可したときは、許可書を申請者に交付する。

(昭61規則41・旧第5条繰上、平19規則96・一部改正)

(許可事項の変更)

第5条 条例第2条の規定により公会堂の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)又は利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、第1条各号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更の許可をしたときは、変更許可書を使用者又は利用者に交付するものとする。

(昭61規則41・追加、平19規則96・一部改正)

(指定管理者の公募)

第6条 区長は、条例第5条第3項の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(平19規則96・追加、平22規則67・一部改正)

(指定申請書の提出等)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(別記様式)を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第5条第4項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 当該公会堂の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他区長が必要と認める書類

(平19規則96・追加、平21規則21・平22規則67・一部改正)

(使用料)

第8条 条例第8条第2項の規定による公会堂の使用料は、別表のとおりとする。

2 条例第8条第3項の規定による使用者が入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合の使用料の額は、次の各号に掲げる入場料その他これに類する料金の額に応じ、当該各号に定める率を前項の使用料(附属設備の使用料を除く。)に乗じて得た額とする。

(1) 1,000円以上2,000円未満 100分の150

(2) 2,000円以上 100分の200

3 使用者が使用時間を超過して使用したときの使用料は、第1項の使用料(附属設備の使用料を除く。)の額又は前項の規定により算出された使用料の額の3割増とする。

(昭61規則41・平19規則69・一部改正、平19規則96・旧第6条繰下・一部改正、平22規則8・平24規則7・一部改正)

(開館時間等)

第9条 公会堂の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 公会堂の休館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、開館時間を変更し及び休館日以外の日において臨時に休館し、または休館日において臨時に開館することができる。

(平8規則71・平14規則32・一部改正、平19規則96・旧第7条繰下)

(使用料の減免)

第10条 条例第8条第6項の規定により使用料を減免する場合は次の各号に掲げるとおりとし、減免する額は当該各号に定める率を使用料に乗じて得た額とする。

(1) 本市が共催する行事等に使用する場合 100分50

(2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めた場合 100分の50の範囲内で市長が定める率

2 条例第8条第6項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、許可申請書を提出する時に、その旨を市長に申請しなければならない。

(昭61規則41・全改、平19規則96・旧第8条繰下・一部改正、平24規則7・一部改正)

(使用料の返還)

第11条 条例第8条第7項ただし書の規定により使用料を返還する場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する額は当該各号に定める率を既納の使用料に乗じて得た額とする。

(1) 使用者の責めに帰さない事由により公会堂を使用できなくなったと市長が認めた場合 100分の100

- (2) 使用日の1箇月前までに使用の取消しを申し出て、市長が認めた場合 100分の80
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特にやむを得ないと認めた場合 100分の80の範囲内で市長が定める率

2 条例第8条第7項ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、その旨を市長に申請しなければならない。

(昭61規則41・全改、平8規則71・一部改正、平19規則96・旧第9条繰下・一部改正、平24規則7・一部改正)

(利用料金の後納)

第12条 条例第10条第4項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(平19規則96・追加、平24規則7・一部改正)

(利用料金の減免)

第13条 条例第11条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定める率を利用料金に乗じて得た額とする。

- (1) 本市が主催する行事等に利用する場合 100分の100
- (2) 本市が共催する行事等に利用する場合 100分の50
- (3) その他市長の承認を得て指定管理者が定める場合 市長の承認を得て指定管理者が定める率

(平19規則96・追加、平24規則7・一部改正)

(利用料金の返還)

第14条 条例第12条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する額は当該各号に定める率を既納の利用料金に乗じて得た額とする。

- (1) 利用者の責めに帰さない事由により公会堂を利用できなくなった場合 100分の100
- (2) 利用日の1箇月前までに利用の取消しを申し出た場合 100分の80

(平19規則96・追加、平24規則7・一部改正)

(職員)

第15条 公会堂(条例別表第1及び別表第2に掲げる公会堂を除く。第3項、次条第2項、第17条第1項及び第18条第2項において同じ。)に館長を置く。

2 館長は、区役所総務部地域振興課長をもって充てる。

3 公会堂に必要な職員(以下「職員」という。)を置く。

(昭61規則41・旧第13条繰上、平8規則71・平9規則56・平12規則89・一部改正、

平17規則77・旧第12条繰上、平19規則69・旧第11条繰上、平19規則96・旧第10条繰下・一部改正、平22規則67・平24規則7・一部改正)

第16条 館長は、事務職員又は技術職員をもってこれに充てる。

2 館長は、公会堂の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

3 館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、主管の上席者がその職務を代理する。

(昭61規則41・旧第14条繰上・一部改正、平17規則77・旧第13条繰上、平19規則37・一部改正、平19規則69・旧第12条繰上、平19規則96・旧第11条繰下)

(専決等)

第17条 館長は、公会堂に係る次の事項を専決することができる。

(1) 陳情、要望等の処理に関すること。

(2) 申請、報告、届出、通知、照会、回答等に関すること。

(3) 職員(館長を含む。以下同じ。)の軽易な職務に専念する義務の免除に関すること。

(4) 職員の日帰りの市外出張に関すること。

(5) 職員の市内出張に関すること。

(6) 職員の休暇その他の願届出を要するもの(欠勤を除く。)の処理及び勤務命令に関すること。

(7) 不用品の廃きの決定に関すること。

(8) その他前各号に準ずる事項に関すること。

2 館長は、非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、前項の規定にかかわらず、適宜必要な措置をとることができる。この場合において、館長は、必要な措置をとったときは、遅滞なく、その旨を上司に報告しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、決裁処理に関し必要な事項は、横浜市事務決裁規程(昭和47年8月達第29号)の例による。

(昭61規則41・旧第16条繰上、平6規則64・一部改正、平17規則77・旧第14条繰上、平19規則69・旧第13条繰上、平19規則96・旧第12条繰下)

(事務報告)

第18条 館長は、毎日事務記録を作り、次週の月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。))又は休館日であるときは、その直後の休日でない開館日)に区長に提出しなければならない。

2 前項のほか館長は毎月の公会堂使用の状況を取りまとめ、翌月5日までに区長に報告しなければならない。

(昭61規則41・旧第17条繰上、平14規則32・一部改正、平17規則77・旧第15条繰

上、平19規則69・旧第14条繰上、平19規則96・旧第13条繰下)

(準用)

第19条 前各条に定めるもののほか、職員の服務等に関しては市に関する諸規程による。
(昭61規則41・旧第18条繰上、平17規則77・旧第16条繰上、平19規則69・旧第15条繰上、平19規則96・旧第14条繰下)

(委任)

第20条 この規則実施のために必要な事項は、市民局長が定める。
(昭61規則41・旧第19条繰上・一部改正、平4規則62・一部改正、平17規則77・旧第17条繰上、平18規則84・一部改正、平19規則69・旧第16条繰上、平19規則96・旧第15条繰下、平22規則8・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和28年3月5日から適用する。

附 則(昭和28年3月規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和28年12月規則第70号)

この規則は、昭和29年1月1日から施行する。

附 則(昭和29年6月規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和29年6月規則第31号)

この規則は、昭和29年6月18日から施行する。

付 則(昭和33年7月規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和34年6月規則第22号)

この規則は、昭和34年6月15日から施行する。

付 則(昭和35年2月規則第1号)

この規則は、昭和35年2月11日から施行する。

付 則(昭和35年5月規則第28号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、従前の規定によってなした手続その他の行為は、それぞれこの規則による改正後の相当規定によってなした手続その他の行為とみなす。

付 則(昭和35年5月規則第30号) 抄

この規則は、公布の日から施行する。(ただし書略)

付 則(昭和35年6月規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和35年11月規則第67号)

この規則は、昭和35年12月1日から施行する。

付 則(昭和36年8月規則第35号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和36年9月1日から施行する。

付 則(昭和37年12月規則第89号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和39年3月規則第44号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和39年4月1日から施行し、施行日以後の使用に係るものから適用する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、すでにその使用が認められている用途または目的外使用に係る使用料については、この規則施行の日から1箇月に限り、市長の許可を受けてから直ちに納付するものとする。

付 則(昭和40年4月規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和41年7月規則第54号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和42年3月規則第26号)

この規則は、昭和42年4月1日から施行し、施行日以後の使用許可申請に係るものから適用する。

付 則(昭和42年6月規則第52号)

この規則は、昭和42年6月15日から施行し、施行日以後の使用許可申請に係るものから適用する。

付 則(昭和43年4月規則第25号) 抄
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和46年6月規則第63号)

この規則は、昭和46年6月15日から施行する。

付 則(昭和46年6月規則第69号)

この規則は、昭和46年7月5日から施行する。

付 則(昭和46年10月規則第90号)

この規則は、昭和46年10月6日から施行する。

付 則(昭和46年11月規則第103号)

この規則は、昭和46年11月8日から施行する。

付 則(昭和47年5月規則第67号)

この規則は、昭和47年5月15日から施行する。

付 則(昭和48年3月規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に決裁手続の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

付 則(昭和48年8月規則第115号)

この規則は、昭和48年8月18日から施行する。

付 則(昭和49年4月規則第46号)

この規則は、昭和49年4月22日から施行する。

附 則(昭和49年5月規則第56号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市公会堂条例施行規則第7条第2項ただし書の規定は、施行日以後に申し込んだ者から適用し、施行日の前日までに申し込んだ者については、なお従前の例による。

附 則(昭和49年6月規則第80号)

この規則は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則(昭和50年10月規則第113号)

この規則は、昭和50年10月20日から施行し、この規則による改正後の横浜市公会堂条例施行規則第6条の規定は、同日以後の使用許可申請に係るものから適用する。

附 則(昭和51年3月規則第24号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行し、同日以後に申込みを受けた結婚式場の利用に係る使用料から適用する。

附 則(昭和51年10月規則第104号)

この規則は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則(昭和53年1月規則第6号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行し、この規則による改正後の横浜市公会堂条例施行規則の規定は、同日以後の使用に係る使用料から適用する。

附 則(昭和53年9月規則第116号)

この規則中横浜市戸塚公会堂に係る改正規定は昭和53年10月11日から、横浜市港北公会堂に係る改正規定は昭和53年11月14日から施行する。

附 則(昭和53年12月規則第139号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年6月規則第81号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和56年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市公会堂条例施行規則別表第1横浜市開港記念会館の項の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和57年3月規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則中横浜市西公会堂に係る改正規定は昭和57年4月28日から、横浜市保土ヶ谷公会堂に係る改正規定は昭和57年4月29日から施行する。

(適用)

- 2 この規則による改正後の横浜市公会堂条例施行規則の規定は、横浜市西公会堂にあつては昭和57年4月28日以後の、横浜市保土ヶ谷公会堂にあつては昭和57年4月29日以後の使用に係る使用料から適用する。

附 則(昭和58年7月規則第71号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和58年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市公会堂条例施行規則の規定により横浜市磯子会館の使用の許可を受けたものについては、この規則による改正後の横浜市公会堂条例施行規則の規定により横浜市磯子公会堂又は横浜市磯子会館の使用の許可を受けたものとみなす。

附 則(昭和60年7月規則第59号)

この規則は、昭和60年10月12日から施行する。

附 則(昭和61年4月規則第41号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和61年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市公会堂条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用から適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

附 則(昭和61年6月規則第72号)

この規則は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則(昭和63年4月規則第57号)

この規則は、昭和63年7月1日から施行し、この規則による改正後の横浜市公会堂条例施行規則別表第1及び別表第2の規定は、同日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則(平成元年1月規則第1号)

この規則は、平成元年6月16日から施行する。

附 則(平成2年12月規則第96号)

この規則中、横浜市泉公会堂に係る改正規定は平成3年5月11日から、横浜市栄公会堂に係る改正規定は平成3年5月15日から施行する。

附 則(平成4年6月規則第62号) 抄
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年7月規則第64号) 抄
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年11月規則第117号)

この規則は、平成7年4月25日から施行する。

附 則(平成7年6月規則第81号)

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則(平成8年7月規則第71号)

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

附 則(平成9年4月規則第56号) 抄
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年5月規則第56号)

この規則は、平成11年11月16日から施行する。

附 則(平成12年3月規則第89号) 抄

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案については、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月規則第32号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月規則第77号)

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成18年3月規則第84号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成18年12月規則第148号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年3月16日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の横浜市公会堂条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月規則第37号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 6 この規則の施行の際現に決裁処理の過程ある事案の処理については、なお従前の例に

よる。

附 則(平成19年5月規則第69号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年9月規則第96号)
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月規則第21号)
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月規則第8号)
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年10月規則第67号)
この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表の1の表の改正規定(横浜市瀬谷公会堂の項を削る部分に限る。)は、平成22年11月1日から施行する。

附 則(平成24年2月規則第7号)
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第8条第1項)

(平17規則77・全改、平18規則148・一部改正、平19規則69・旧別表第1・一部改正、平19規則96・平21規則21・平22規則8・平22規則67・平24規則7・一部改正)

1 施設使用料

種別		使用料		
		昼間		夜間
		午前	午後	
横浜市西公会堂	1号会議室	円 2,200	円 2,900	円 3,200
	2号会議室	900	1,200	1,300
	講堂	15,000		14,000
横浜市開港記念会館	1号会議室	1,600	2,100	2,300
	2号会議室	300	400	500
	3号会議室	600	800	900
	4号会議室	600	800	900

	5号会議室	400	500	600
	6号会議室	1,600	2,100	2,300
	7号会議室	1,200	1,600	1,800
	8号会議室	400	500	600
	9号会議室	1,600	2,100	2,300
	特別室	700	900	1,000
	講堂	10,500		10,000
横浜市磯子公会堂	1号会議室	700	1,000	1,100
	2号会議室	500	700	800
	3号会議室	500	600	700
	和室	500	700	700
	第1集会室	2,200	3,000	3,400
	第2集会室	1,400	1,900	2,200
	リハーサル室	1,300	1,800	2,000
	講堂	15,000		14,000
横浜市緑公会堂	1号会議室	500	600	700
	2号会議室	600	700	800
	3号会議室	200	400	400
	4号会議室	200	400	400
	和室	400	500	600
	講堂	15,000		14,000
	横浜市戸塚公会堂	1号会議室	1,400	1,900
2号会議室		800	1,000	1,100
講堂		15,000		14,000

(備考)

- この表において、昼間とは午前9時から午後5時まで、午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後5時30分から午後10時までとする。
 - 昼間及び夜間の区分を連続して使用する場合並びに午前、午後及び夜間の区分を連続して使用する場合の使用時間は午前9時から午後10時までとし、午前及び午後の区分を連続して使用する場合の使用時間は午前9時から午後5時までとし、午後及び夜間の区分を連続して使用する場合の使用時間は午後1時から午後10時までとし、これらの場合における使用料の額は、当該連続して使用する区分のそれぞれの使用料の額の合計額とする。
- 2 附属設備使用料

種別	使用料			
	午前	午後	夜間	昼夜間
グランドピアノ	円 1,500	円 1,500	円 1,500	円 4,500
アップライトピアノ	1,000	1,000	1,000	3,000
スポットライト	1,500	1,500	1,500	4,000
拡声装置	1,500	1,500	1,500	4,000
音響装置	1,000	1,000	1,000	3,000
映像装置	2,000	2,000	2,000	6,000

(備考)

- 1 この表において、午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後5時30分から午後10時まで、昼夜間とは午前9時から午後10時までとする。
- 2 午前及び午後の区分を連続して使用する場合の使用時間は午前9時から午後5時までとし、午後及び夜間の区分を連続して使用する場合の使用時間は午後1時から午後10時までとし、これらの場合における使用料の額は、当該連続して使用する区分のそれぞれの使用料の額の合計額とする。

別記様式(第7条第1項)

(平19規則96・追加、平21規則21・一部改正)

指定申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市 区長

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

次の公会堂の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

横浜市 公会堂

(注意) 申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 当該公会堂の管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他区長が必要と認める書類

横浜市南公会堂の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱

制定 平成 24 年 4 月 1 日 南地振第 1423 号（区長決裁）

最近改正 平成 26 年 3 月 20 日南地振第 1354 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市公会堂条例（昭和 28 年 3 月条例第 1 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する南公会堂の指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）を適正に実施するための手続等を定める。

2 選定は、公平性及び透明性を確保して実施しなければならない。

（選定）

第 2 条 選定は、条例第 5 条 3 項の特別の事情があると認める場合を除き、応募の期間を定めた公募により実施する。

2 前項の公募を行った結果、応募の期間内に資格を満たす応募者がなかった場合には、公募要項の再検討等を実施した上で再公募を行うものとする。

3 前項の再公募によっても資格を満たす応募者がなかった場合には、区長は非公募により選定を行うことができる。

4 区長は、条例第 5 条 7 項の特別の事情があると認める場合を除き、条例第 16 条第 1 項に規定する横浜市南公会堂指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の意見を尊重して選定を行わなければならない。

5 2 団体以上の応募があった場合には、区長は、委員会の意見を尊重して次点候補者（指定候補者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定を行わなければならない。

6 第 2 条第 3 項又は条例第 5 条第 3 項の特別な事情により公募を行わず選定する場合には、区長がその対象とする団体を決定するものとする。

（選定基準）

第 3 条 選定は、別に定める選定基準に基づき実施する。

2 選定基準は、条例に定められた施設の設置目的を最も効果的に達成することができるよう定める。

3 区長は、前項の選定基準については、委員会の意見を尊重して定めなければならない。

（申請書等）

第 4 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、あらかじめ区長が定める期日までに、横浜市公会堂条例施行規則（昭和 28 年 3 月横浜市規則第 1 号）及び別に公募要項に定める提出書類を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、必要に応じて、前項の規定により提出を受けた書類の一部又は全部を委員会に提供する。

（選定の公表及び報告）

第5条 区長は、選定（次点候補者の決定を含む。）をしたときは、速やかに当該結果を応募団体に通知するとともに、その結果を公表する。

2 区長は、前項の選定に係る指定管理者の指定について議会の議決を受けるために、市民局長へ選定結果を報告する。

（指定管理者の指定に係る手続）

第6条 区長は、指定管理者の指定に係る議案が議会において議決されたときは、速やかに指定候補者に対して指定の通知を行うとともに、条例第6条の規定に基づき、公告を行うものとする。

2 指定管理者に指定された者と区長は、指定管理業務に関する協定を締結する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（要綱の廃止）

2 横浜市南公会堂指定管理者の指定に関する要綱（平成21年5月29日）は廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

横浜市南公会堂指定管理者選定委員会運営要綱

制定 平成 24 年 4 月 1 日 南地振第 1423 号（区長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市公会堂条例（昭和 28 年 3 月横浜市条例第 1 号）第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、横浜市南公会堂指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（担当事務）

第 2 条 委員会は、南公会堂の指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）等に関し、次の事項について調査審議し、区長に意見を述べる。

- (1) 選定手続の細目
- (2) 選定基準
- (3) 公募要項（非公募の場合は「審査要項」など）の内容
- (4) 選定及び次点候補者（指定候補者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定
- (5) 指定管理者の指定の取消し
- (6) その他区長が選定等について必要と認める事項

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 有識者、学識経験者
 - (2) 施設利用者、地域住民等の代表者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 臨時委員は、市長が任命する。
- 4 委員（臨時委員を含む。以下この項及び次項並びに次条において同じ。）に、委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長はその職を解くものとする。
- 5 委員の氏名及び役職等は公募要項等に掲載する。

（委員の責務）

第 4 条 委員は、第 2 条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、応募団体及び応募することが見込まれる団体の関係者と、選定に関して接触してはならない。
- 3 前項の接触が判明したときは、委員会は委員が接触した団体を選考対象外とする。
- 4 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。

5 前項の規定は、委員会に出席した者（委員及び会議が公開されている場合における傍聴者を除く。）について準用する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、任期を別に定めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（議事）

第7条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、委員の任期が満了した後第6条第1項の規定により委員長を定めるまでの間は、区長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

（作業部会）

第8条 委員会は、必要があると認める場合には、作業部会を置くことができる。

（会議の公開）

第9条 委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に基づき、公開するものとする。ただし、同条ただし書に該当する場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

（報告）

第10条 委員会は、選定（次点候補者の決定を含む。）等を行ったときは、速やかに当該結果を区長に報告する。

（庶務）

第11条 委員会の庶務は、南区地域振興課において行う。

（委任）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の廃止)

2 横浜市南公会堂指定管理者選定委員会要綱（平成 21 年 6 月 2 日制定）は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行後最初に開催する委員会は、第 7 条第 1 項本文の規定にかかわらず、区長が招集する。